

一般社団法人日本家政学会九州支部規約

本支部規約は、一般社団法人日本家政学会定款をもとにして定める。

(名 称)

第1条 本支部は一般社団法人日本家政学会九州支部と称する。

(目 的)

第2条 本支部は支部の家政学ならびにその教育に関する研究の促進と普及をはかることを目的とする。

(事 業)

第3条 本支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会の開催
- (2) 講演、講習会の開催
- (3) その他、必要な事業

(事務所)

第4条 本支部の事務所は支部長の任地に置く。

(会 員)

第5条 本支部は九州地域に在住する一般社団法人日本家政学会（以下「本部」とする）の会員をもって組織する。

(役 員)

第6条 本支部は次の支部役員をおく。常任幹事は、監事を除く他の支部役員を兼ねることが出来るものとする。

支部長	1名
副支部長	1～2名
庶務幹事	1～2名
会計幹事	1～2名
常任幹事	10～20名
監事	2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部正会員の中から支部役員会で選出し、支部総会の承認を受けなければならない。
- (2) 副支部長、庶務幹事、会計幹事及び監事は支部長が指名し、支部役員会の承認を受けなければならない。
- (3) 常任幹事は、支部長の推薦にもとづき支部役員会で選出し、支部総会の承認を受けなければならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、会務を総括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその代理をつとめる。
- (3) 庶務幹事は支部の庶務の任にあたる。
- (4) 会計幹事は支部の会計の任にあたる。
- (5) 常任幹事は支部の重要事項を審議し、執行する。
- (6) 監事は支部事業および支部会計の監査を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2ヶ年とし、再任を妨げない。但し、支部長を3期以上つづけることはできない。なお、役員の仕事は本部役員の仕事の時と同一とする。

(役員の仕事)

第10条 役員については、支部総会の仕事によって仕事することができる。

(会 議)

第11条 支部総会は年1回支部長が招集する。

2. 支部総会は、支部の重要事項について議決する。
議長は支部正会員より選出し、司会は副支部長が行う。
3. 支部役員会は支部長が適宜招集し、議長となる。司会は副支部長が行う。

(会 計)

第12条 支部の会計は本部からの交付金、その他によりまかなう。

2. 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第13条 支部の事業計画及び予算については、本部理事会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 支部の事業報告及び決算については、本部理事会に報告するものとする。

(規約改正)

第15条 本規約の改正は支部総会の仕事を経て決定し、本部理事会に報告する。

附則

(1) この規約の実施にかかわる細部に関しては別に定める内規による。

- (2) 改正 昭和59年7月14日
平成12年10月7日
平成14年10月19日
平成15年10月18日
平成22年5月8日
平成23年5月14日
平成25年9月21日